

担い手への森林集積事業(森林集積奨励型)実施要領

(趣旨)

第1 本要領は、森林所有者が管理や経営を適切に行うことができない森林を、健全な状態で守り育てる意欲のある担い手へ集積(所有権を移転することをいう。)することを推進するために実施する担い手への森林集積事業(森林集積奨励型)(以下「事業」という。)の適正な実施を図るため、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項(平成24年4月1日施行。以下「交付要項」という。)、森と担い手をつなぐ集約化促進事業実施要綱(平成27年4月27日施行。以下「要綱」という。)、担い手への森林集積事業実施要領(平成27年4月27日施行。以下「要領」という。)に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(事業実施主体)

第2 事業実施主体は、要綱第7の3の(2)に基づき知事に認定された個人で、要領第6に基づく所有権移転のあっせん等の委託業務(以下「あっせん業務」という。)によりあっせんを受け森林を購入した者とする。

(採択要件)

第3 あっせん業務によりあっせんを受け購入した森林について、売買契約締結日から1年以内に所有権移転登記を完了する見込みであること。ただし、事業最終年度においては、2月末までに所有権移転登記を完了する見込みであること。

(事業内容)

第4 前項の要件を満たす者に対し、売買契約後の所有権移転登記等を円滑に進めるため、
1 申請当たり5万円を森林集積奨励金として支給する。
2 申請は1事業実施主体につき、同一年度1申請までとする。

(補助金交付申請)

第5 事業実施主体は、規則第3条及び交付要項第6条に定める補助金交付申請書に実施計画書(別紙様式1号)を添えて知事に提出するものとする。
2 交付要項第3条に定める事業実施計画承認申請は、補助金交付申請と兼ねるものとする。

(交付決定前着手)

第6 事業実施主体は、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、交付要項第9条に基づき補助金交付決定前着手承認申請書(別紙様式2号)を知事に提出し、承認を受けるものとする。
2 知事は、前項の規定に基づく申請書の提出があった場合はこれを審査し、適当と認められるときはこれを承認し、その旨を事業実施主体に通知(別紙様式3号)するものとする。

(実施結果の報告)

第7 事業実施主体は、事業が完了したときは、速やかに実施結果報告書(別紙様式4号)を知事に提出するものとする。

(概算払請求)

第8 本事業においては、所有権移転登記の完了を確認する必要があるため、規則第16条第2項に基づく補助金等の概算払又は前金払は行わないものとする。

(実績報告)

第9 規則第13条及び交付要項第13条に定める実績報告書に添付する事業実績書は別紙様式5号とする。

(書類の経由)

第10 本事業の申請書等の書類は、別に定める場合を除き、熊本県農林水産部森林局森林整備課長に提出するものとする。

2 森林整備課長は、交付要項第7条及び第8条に定める補助金等の交付決定及び変更交付決定、第14条に定める補助金等の額の確定がなされたときは、事業実施主体の住所地为所管する地域振興局長へ報告するものとする。

附 則

この要領は、平成27年10月30日から施行する。

(別紙様式1号)

担い手への森林集積事業（森林集積奨励型）実施計画書

事業実施主体： _____

1 売買契約日 _____

2 所有権移転登記完了予定日 _____

3 対象森林

森林の所在	市郡 町村 大字 字 地番				
	樹種	林齢	年生	面積	ha

3 添付書類

売買契約書の写し

図面（地籍図等）

その他

(別紙様式1号【1契約に複数地番の森林がある場合の記載例】)

担い手への森林集積事業(森林集積奨励型)実施計画書

事業実施主体：_____

1 売買契約日 _____

2 所有権移転登記完了予定日 _____

3 対象森林

①

森林の所在	市郡	町村	大字	字	地番
樹種		林齢	年生	面積	ha

②

森林の所在	市郡	町村	大字	字	地番
樹種		林齢	年生	面積	ha

③

森林の所在	市郡	町村	大字	字	地番
樹種		林齢	年生	面積	ha

3 添付書類

売買契約書の写し

図面(地籍図等)

その他

(別紙様式2号)

第 号
平成 年 月 日

熊本県知事 様

(事業実施主体) 印

平成 年度担い手への森林集積事業（森林集積奨励型）補助金交付決定前
着手申請書

担い手への森林集積事業（森林集積奨励型）実施要領第6の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業実施主体
- 2 着手予定年月日
- 3 交付決定前の着手を必要とする理由

(交付の条件)

- 1 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した本事業に損失を生じた場合は、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間においては、計画の変更を行わないこと。

(別紙様式3号)

第 号
平成 年 月 日

(事業実施主体) 様

熊本県知事

平成 年度担い手への森林集積事業(森林集積奨励型)補助金交付決定前
着手の承認について

平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました担い手への森林集積事業
(森林集積奨励型)補助金交付決定前着手については、下記のとおり条件を付して承認し
ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した本事業に損失を生じた場合は、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間においては、計画の変更を行わないこと。

(別紙様式4号)

第 号
平成 年 月 日

熊本県知事 様

(事業実施主体) 印

平成 年度担い手への森林集積事業(森林集積奨励型)実施結果の
報告について

担い手への森林集積事業(森林集積奨励型)実施要領第7の規定に基づき、下記のと
おり提出します。

記

1 実施期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

2 事業完了日 平成 年 月 日

3 添付書類

所有権移転登記完了を証する書類(登記簿謄本等の写し等)

その他

(別紙様式5号)

担い手への森林集積事業（森林集積奨励型）事業実績書

事業実施主体： _____

1 売買契約日 _____

2 登記完了日 _____

3 対象森林

森林の所在	市郡 町村 大字 字 地番				
	樹種	林齢	年生	面積	ha

3 添付書類

所有権移転登記完了を証する書類（登記簿謄本の写し等）

その他